



C O N T E N T S

全国犯罪被害者の会(あすの会)最終大会 報告

| | | | |
|--|----|--|----|
| 代表挨拶 松村 恒夫 | 01 | 猪野 京子/近藤小枝子) | 10 |
| 来賓挨拶 上川 陽子 | 02 | 支援者からのメッセージ(東 大作/山本 千里/ 山口 典子/守屋 典子/河野 敬) | 14 |
| 記念講演「犯罪被害者の方々の姿を伝えて」 国谷 裕子 | 03 | 「世界から見たあすの会」を語り続けて 諸澤 英道 | 17 |
| 設立から解散まで 岡村 勲 | 04 | 会計報告 渡邊 保/議長退任の言 假谷 実 | 17 |
| 司法はどう変わったか 白井 孝一 | 08 | 謝 辞 岡村 勲 | 18 |
| 補償はどう変わったか 高橋 正人 | 09 | 懇親会/活動報告 | 19 |
| あすの会に参加して～会員から(林 良平/井口 智恵/ 假谷 実/寺田 真治/落合 修子/岡本 真寿美/ | | 幹事会・関東集会・関西集会報告/あとがき | 20 |

全国犯罪被害者の会(あすの会)最終大会 報告

2018年6月3日開催の最終大会を以てあすの会は解散いたしました。2000年の創立以来、18年余に亘って活動を続け、この間、多くの支援者のご協力をいただきながら、犯罪被害者の権利確立、犯罪被害からの回復に取り組んで参りました。最終号となるニュースレターでは、最終大会の様子(要旨)をお伝えします。これまで長きにわたりご支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。(最終大会でご挨拶をいただきました皆さまの敬称は略させていただきます。ご了承ください)

代表挨拶

代表幹事 松村 恒夫

本日は、ご多用のところ、最終大会にご参集いただきありがとうございます。特にご来賓の方々にはご多忙の中、お出ましいただきまして御礼申し上げます。

今年の3月11日開催した大会の目的は、今後どう活動していくかという事でした。当会の設立目的は、犯罪被害者の権利確立と犯罪被害からの回復でしたが、お陰様で会員から会費を集めることなく、多くの浄財を賜り18年間活動してまいり

ました。その結果、2004年には、犯罪被害者等基本法が成立し、基本計画が策定され、2007年には、被害者参加制度が導入され施行されました。

18年前、孫の刑事裁判の第4回目の公判だったと思いますが、被告人が退廷する際、傍聴席にいた被告人の支援者から「みっちゃん、頑張れ」と声が掛かりました。私は、思わず「『春奈』を還せ」と目を通り過ぎる被告人に被害者である孫の(次頁に続く)

名前を叫びました。被告人は、一瞬膝を落とし足早に退廷しました。被害者からの言葉が、加害者に影響を与え、一矢を報いた一瞬でした。それ以外は、静かに傍聴席で被告側の自己弁護の話を聞かされ、悔しさが残りました。私のこの思いは、2007年の参議院本会議場で刑法の改正案が可決された瞬間に吹き飛び、これからの被害者は、前向きに生きていけるようになるのだと救われる思いをしたことが思い出されます。

来賓挨拶

これまで犯罪被害者の権利に光を当て、活動を続けてこられました皆様に、まず心から「お疲れ様でした」と申し上げたいと思います。

あすの会の皆様が、犯罪被害者の権利を確立するために果たしてこられた役割の大きさは計り知れないものがございます。あすの会の存在がなければ、刑事司法において犯罪被害者やそのご家族が証拠品のように扱われ、バーの外に座らされるというそれまでの現状は果たしてどうなっていたのだろうかと考えますと、そのご功績がいかに大きいものであったかわかります。

あすの会は本日解散をされますが、課題はまだまだ山積しております。これまであすの会の皆様が積み上げてこられました活動の灯が消えないよう、法務大臣として今後も犯罪被害者やそのご家族の声に真摯に耳を傾け続け、新たな犯罪被害者を生まないための取り組みに、全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

振り返りますとあすの会の皆様と初めて繋がらせていただいたのは、平成16年2月の事でした。あすの会の会議室には重大な犯罪被害に遭われた皆様や犯罪により突如大事なご家族を奪われた皆様が、全国より集まっておられました。お一人お一人から事件のお話をお伺いし、私はその場で一言も発することができない胸のつぶれるその思いの中で、「私にその役割を担わせていただけますでしょうか」と最後に言った言葉でございました。誰しも犯罪に巻き込まれ被害者になりうる。犯罪被害に遭われた方やご家族の方の抱える問題は決して他人ごとではない。犯罪被害に遭われた方やご家族の方の考える問題を自分たちの問題として捉えるべきであると強く感じました。

一方の被害回復制度も、不十分ながらもかなりの改善が図られ、当会の目的は、ほぼ達成されたのではないかと判断し、先の大会にて解散もやむなしという結論が、規約の改正と共に決議され、今日の最終大会を迎えました。

これまで18年間にわたり、日本中の皆様からご支援、応援頂きましたことに御礼、感謝を申し上げ、最終大会のご挨拶とさせていただきます。

法務大臣 上川 陽子

その日から、犯罪被害に関する基本法の立法化に向け、政治家としてがむしゃらに活動を続けました。岡村先生との出会いから1年、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立しました。正にあすの会のそれまでの長きにわたる地道な活動が、時の小泉総理を動かし、議会を動かし、犯罪被害者の権利確立への道を開いたのでございます。あすの会は平成12年の設立以来、このように岡村先生の力強いリーダーシップとその元にお集まりなられました会員の皆様、さらにこれに共鳴された専門家の力が加わり、具体的でしかも理論的な裏付けに支えられた政策提言をいくつもされました。その結果、犯罪被害者等基本法は単なる支援法ではなく、政策を具体的に実行していくことが可能な熟度の高いものとなり、その後、刑事裁判への被害者参加制度、公判記録の閲覧・謄写制度、殺人等の重大犯罪公訴時効の撤廃などなど、次々とひとつの政策が形になっていったのでございます。

私は本年5月にイギリスを訪問し、現地の犯罪被害者の支援を行うヴィクティムサポート(VS)とレイブ・

